

可燃ごみ処理施設及び不燃ごみ処理施設への広告看板設置について

市では両施設に事業者の皆様から広告看板を設置してもらう事業を令和4年度から実施します。

◎広告看板設置に関する内容抜粋

<申込み>

- ・申込書の提出は（広告原稿も）設置希望日の15日前までです。
- ・最初の掲載日は令和4年4月1日からとなり、最長令和11年度末としますが新ごみ処理施設の稼働状況により、短縮となる場合があります。また、逆に稼働が延びた場合は期間を希望により延長することとします。
- ・広告の内容については市内部に「審査委員会」があり、掲載がふさわしいか審査を行います。

<掲載者決定>

- ・掲載枠は両施設とも9枠であり、それを越えた希望者がある場合は優先順位により決定となります。また、優先順位の内容で決定しない場合は抽選となります。
- ・掲載場所の決定も優先順位または、抽選となります。

<設置について>

- ・看板製作及び設置にかかる費用については広告主の負担となりますが、最初の設置に関してはなるべく負担が少なくなるように考えています。（確約するものではありません）

<掲載料>

- ・毎年度分を年度当初にまとめて納付していただきます。
1枠 5千円 × 12ヶ月 = 6万円

※詳しくは「南魚沼市有料広告掲載に関する要綱」及び「南魚沼市廃棄物処理施設広告掲載取扱要領」を参照ください。

問合せ

南魚沼市廃棄物対策課

廃棄物処理係

TEL 782-0339